

交通事故被害者の会

第24号

2007年8月20日(年3回発行)

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者としての相談も受けています。(例会の日程はp12)

拓那へ、母からの手紙

江別市 高石 洋子



高石 ^{たくな} 拓那 1986年8月30日生まれ 当時16歳

平成15年2月12日、早朝、アルバイトの新聞配達へ向かう途中、飲酒運転のRV車にひき逃げされ亡くなりました。即死状態で、倒れている拓那の体には雪が降り積もっていました。

明るくて、優しく、いたずらが好きで、でも、すごく照れ屋で、頑張り屋さん。どんどん背が伸びて「180cm超えた～」って言ってたね。顔も大人っぽくなってきていた。

中学から、バレーボールが好きになったね。大好きな友達と練習するのが、楽しかったんだね。高校でもバレー頑張っていたね。冬休みにお前がのんびりしてるから、「部活何時から?」「遅れたら皆に迷惑かけるんだよ!」ってお母さん何時も言ってたね。部員が拓那一人になっていたなんて、分かってなかったよ。御免ね。拓那の「諦めない精神」、今でも男子バレー部に受け継がれているよ。相変わらず部員少ないみたいだけどね。

拓那がこんなことになって、色々な事を知りました。日本は決して平和ではなかった。

交通戦争で年間何千人もの方々が犠牲になっていて、交通事故の裁判は被害者を苦しめていたの。何も知らずに過ごしていた自分に反省して生きています。

拓那の事故が教えてくれた事は、とても重大な事だった。お酒を飲んで人を撥ねてその場から逃げるとアルコールの検知から逃れるだけでなく、証拠さえ無くすことができる。その場で助けた人より罪が軽くなる「逃げ得」がまかり通っているの。

お父さんと、お母さんは「逃げ得」の無い法律を作ってもらう為に今も訴え続けているよ。

拓那を守ってあげられなかった事が一生の後悔だから、拓那に謝りながら頑張っている。

そして、私達の願いは一つ、「交通事故死ゼロ!」だよねっ拓那!

拓那の母 (いのちのパネルより)

今号の主な内容(数字はページ)

2007年 定期総会開かれる

会員交流会での報告・発言から 内藤裕次 米澤透 豊岡淑子 永野準二 小野茂 他
被害者の声が社会を変える～厳罰化法、相次ぎ成立。被害者の裁判参加も実現へ～
「民事法定利率の改正について」青野 渉 報告「死人に口なしの不当捜査 ふみにじられた息子の名誉と尊厳」中原智子 報告「札幌地裁は旧公団の責任認めず。不当判決に控訴しました」高橋利子 「講話を終えて」細野雅弘 会の要望事項 願いの実現めざして
いのちのパネル展感想(大学篇) 「フォーラム・交通事故」のご案内 書籍紹介 他

2007年 定期総会開かれる

5/13 かでる2・7

発足後8回目、2007年定期総会は5月13日13時半より、かでる2・7を会場に28名の出席で行われました。(総会時の会員数111人)

司会は内藤副代表。犠牲者へ黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部交通企画課長本間義美氏、道交通安全協会専務理事榎林榮次氏のご挨拶を受けました。

総会議事は、今年も伊藤さん(世話人)と、小野さん(副代表)の議長によってスムーズに進行しました。



活動報告の中では、要望事項に基づくとりくみの他、被害の実相を伝える体験講話が、昨年より多い13人の会員によって30回にわたり行われたこと、いのちのパネル展示が札幌だけでなく、函館や夕張など各地に拡がり、11回を数えたことなどが紹介されました。

決算および監査報告が承認された後、2007年度の活動計画と予算についても提案通り承認。要望事項については、今年は3カ所の文言整理にとどめた案が承認されました。役員改選では、前田代表と小野・内山・内藤の各副代表が再任されました。なお、世話人に5月より2名の方に加わっていただきました。

総会后、全体での会員交流会に移りました。昨年より少ないものの全道各地から34人の参加者があり、内藤副代表(弁護士)の「交通犯罪被害者の尊厳と権利のために」という学習に続き、「犠牲を無にしない、私たちのとりくみ」として米澤夫妻、豊岡、永野、小野各会員から報告を受けました。自由交流では、初参加の方の「事故紹介」や、これまで参加された方からの「その後報告」などが行われました。涙ながらの報告に共感し、聞いている会員もまた涙。重たいけれども、その中で新しい出会いもあり、元気と勇気を分かち合えた会員交流会でした。



(報告と交流の発言紹介は4~5ページ)

6時からの懇親会は、会場を「ホテルエル



ム札幌」に変えて行われました。昨年より多い23名が参加し、和やかな雰囲気の中で再会を喜び、近況など語り合い、懇親を深めました。

代表挨拶

前田 敏章

私たちの活動はその継続自体大変な労苦を伴うが、8回目の総会を開催できたことを皆さんと一緒に喜び合いたい。そしてお力添えをいただいている道警交通部、活動助成を頂いている道交通安全協会に厚くお礼を申しあげる。

昨年を振り返ると、私たちがなりの粘り強い取り組みと訴えが社会を動かす力になったことが見えてきた1年だった。改めて「継続は力」ということを実感する。

犯罪被害者等基本法施行から2年目、基本計画に基づく法律や制度の構築が、完全ではないが進んでいる。私たちが5年前から要望事項にあげていた「自動車運転過失致死傷罪」新設という刑法改正、および、飲酒ひき逃げを厳罰化する道交法改正が今国会に提出されている。会として法制審議会で意見を述べることができ、江別の高石さんは内閣委員会で参考人発言をした。

一方、被害者、遺族の二次・三次的被害の深刻さも痛感する。今日の総会にも、体調を崩し出席できない方がいらっしやる。

制度の不備や回りの反応を介して痛手を被るのが「二次被害」。そして「三次被害」はPTSD(心的外傷後ストレス障害)など、心に傷を負い、長期化したものを指すのだが、二次的被害を生まない社会、被害者そのものを出さない社会を願わずにられない。

そのためにも、今年も稚内や旭川など全道各地から出席いただいたが、1年に1度でも顔を合わせ、互いの無事を確認しあい、また次の1年間、動けるように、互いに元気と勇気を分け合う、そんな総会と交流会にしていきたい。ご協力をお願いします。

来賓挨拶

道警本部交通部交通企画課長 本間 義美氏

高校、大学、あるいは運転免許停止処分者講習などで、自らの体験を基に心に響く交通安全講話を行う。あるいは各地で展開している「いのちのパネル」展。こういう活動を通じ、道民の交通安全意識の高揚と、事故防止に尽力を頂いていることに、改めて敬意を表したい。



昨年の死者数は277人。過去の統計と比べると6年連続で減少し、2年連続してワーストワンを回避した。今までは、北海道が死亡事故の多いのは当たり前という印象だったが、これから本格的に、死亡事故を都道府県別でも最下位にしていくという時期ではないかと考えている。皆様方のご協力をお願いしたいが、犠牲は未だ多く我々の課題は多いと自覚している。

現在道交法の一部改正が国会で審議されているが、罰則の強化が、死亡事故だけでなく交通事故そのものの防止に機能することを期待している。

道警として、第8次交通安全計画(5カ年計画)で、目標を掲げて取り組んでいる。悲惨な交通事故の被害者を一人でもなくするために、連携を強め、全力で取り組んでまいりたい。

貴交通事故被害者の会の輪がさらに全道に広がること、会員の皆様方のご健勝を祈念する。

(財)交通安全協会専務理事 楢林 榮次氏

交通事故被害者の会の事務局は、私も交通安全協会の中に置かれ、当協会として、活動に必要な資金助成、事務所の提供など支援をさせて頂いている。



先ほど交通企画課長からお話があったように、昨年は、交通事故死者数の全国ワーストワンの2年連続返上、それから死者数の6年間連続減少という目標を達成することができた。死者数が200人台になったのは53年ぶりであり、皆様方をはじめ、多くの方々の地道な活動のたまものと、心から敬意と感謝を申し上げる。北海道はこれから活動期であり、予断を許さない状況もある。広く道民に訴えて被害者を一人でも少なくするための運動を展開していきたい。

貴会が、交通事故死ゼロを目標に、被害者等相互間の自主的な支援活動、情報交換、機関紙等の発行、体験講話、いのちのパネル展の開催などについて、今後とも活躍される事を期待している。

当協会も、財政的には非常に厳しいものがあるが、本年も何とか、役員に交通事故被害者の会の必要な支援について説明し理解を頂いた。昨年同様の支援、関係団体との調整に努めさせて頂く。よろしく願いたい。

会員からのお便り

総会への出欠はがきから

残念ですが、仕事のため欠席します。(旭川市 TM) 昨年は出席させていただき本当に良かったです。今年は主人が手術し退院したばかりなので、大変残念ですが出席できません。又、いつかの機会にお会いできます事、楽しみにしております。皆様もお体御自愛のほどお暮らし下さい。(江差町 YS)

いつもご苦労様です。ほとんど出席できずすみません。(上川町 SM)

いつもご苦労様です。今回は忙しいので行けませんので、宜しく願います。(小樽市 KS)

前田代表はじめ役員の皆様、本当にご苦労様です。私も息子を失ってはや十年が過ぎました。編集後記をみましたが「死人に口なし」「加害者天国」は未だに変わらずですね。皆様の益々の御健康をお祈り致します。(苫小牧 TK)

総会の日は姪の誕生日です。祝うはずの主のいない誕生日。昨年も同じ会場で亡き姪を思いながら時間を過ごしました。今年は13回忌を迎えます。長い道のりではありませんが、皆様の地道な日々の活動や粘り強く訴え続ける事で、刑法、道交法の改正へとつながってきているように思われます。尊い命の犠牲を無にすることなく、これからもお互い体に気をつけ頑張っていきましょう。(札幌 KM)

会報により、交通事故被害の状況、又、会の活動の状況が伝わってきます。皆様の活動の大事さ、役員の皆様の積極的で粘り強い取り組みが被害者を守る要であることがわ

かります。皆様、お体に気を付けて、がんばって下さい。応援しています。(札幌市 MH)

いつも会報を御送付下さいまして、ありがとうございます。仕事の都合で欠席させていただきます。(札幌市 IT)

高野山へお参りに行く日と重なり、今回は欠席させていただきます。いつもありがとうございます。(室蘭市 TT)

会の弁護士様、役員皆様方、世話人様の特段のご配慮を頂きまして、心より感謝申し上げます。今後共よろしく御願致します。(南幌町 KT)

どうしても都合がつかせませんでした。(旭川市 TK)

あの「交通犯罪」から約1年。視野が広がってきましたが、問題・課題も見え、不安を感じつつ「何とかしなきゃ」とやれる範囲のことをやるつもり。よろしく願います。(岩見沢市 UY)

すっかり御無沙汰しております。調査研究を通じて何かの側面支援になればという思いで精進しています。(北海学園大学経済学部 川村雅則)

江差町 柳谷さんの絵手紙



交通犯罪被害者の尊厳と権利をめざして 会員交流会での発言

弁護士としてのとりくみから

副代表 内藤 裕次

刑事手続きへの被害者 参加制度について

上記法案が今国会で審議中です。しかし、日弁連は会長声明で反対意見を出しました。それに対し、全国の弁護士が有志を募り、この法案について賛成の声明を出しました。300人を越えた賛同者の一人として、私も名前を出しました。被害者の保護よりも被告人の保護の方が重要だという意味で否定することは賛成できません。

現状、心情に関する意見陳述を除き、被害者が刑事裁判の法廷に立つことは出来ません。そこで、直接質問できるようにしようというのが、今回の法律です。しかし、ハードルは高いです。まず検察官に質問したい内容を申し出ます。そして良しとなれば更に裁判長に申し入れ、その裁判長が相当と認めて初めて質問が出来るのです。その意味ではまだ不十分ですが、現状の制度よりも一歩前進となるので評価できます。(その後についてはp6)

犯罪被害者支援委員会でのとりくみ

私は札幌弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属し、被害者保護をいくつか取り組んでいます。

交通事故に遭われた方がおりましたら、こういうものがあるということで教えてあげて下さい。

犯罪被害者弁護ライン：011-251-7822、毎週水曜17～19時 犯罪被害者の電話相談。

交通事故の電話相談：011-242-5225、毎週水曜13～16時 面接相談：011-251-7730

精通弁護士紹介制度：犯罪被害者の弁護に精通している弁護士が相談に乗る制度。

その他、北海道被害者相談室における相談担当などを行っています。

示談斡旋：民事上の賠償問題だけに限りませんが、どう話し合っているのかわからないという場合に、弁護士が間に入って仲裁のような事をする制度で、利用率も多いようです。

法律扶助制度：収入が少ない方に限るのですが、交通事故に限らず弁護士費用を立て替えてくれる制度があります。昨年出来た「法テラス札幌」(日本司法支援センター、札幌地方事務所)が窓口です。電話：0570-078374

弁護士というと、気持ちの面の他に、お金の問題で非常に敷居が高いイメージがありますが、とんでもない金額を請求される心配はあまりありません。交通事故に関して言うと、結果的に賠償金は多かれ少なかれ入りますので、着手金は取りませんという弁護士も居て、最後に弁護士費用を払えば良いというケースも多いので、金銭的なハードルは低いと思います。

以上、支援の活動に役立てて下さい。

娘は、時速130キロの殺人運転の犠牲に

旭川市 米澤 透

娘は4年前の8月17日、交通事故で亡くなりました。新聞では単なる前方不注意と、わずか14行の記事で書かれています。でも実際は、後からいろいろわかりましたが、信じられない事ばかりでした。

当初加害者は時速100キロと言っていました。それが、警察のずさんな鑑定で、70～120キロとされました。50キロもの差があるのです。加害者はこれを利用し、裁判になると80キロと主張。結局裁判官は100キロと認定しました。

民事で、茄子川教授に鑑定して頂きましたら、127.6～134.6キロ。警察の鑑定と全く違う驚くべき事実が明らかになりました。相手側の鑑定でも116キロであり、民事の判決は127キロでした。現場は緩いカーブですから、その手前では140～150キロくらいは出ていたのではないかと思います。これは、危険運転どころでない、殺人運転です。運転殺人罪、運転殺人予備罪、そういった罪を設けて欲しいと思います。

公道を走る競技マシンと言われる怪物のような車「インプレッサ」を、免許を取ってわずか7ヶ月の息子に買い与えた親の責任も重大です。その後の誠意も全くありません。リース会社で買ったという事故車のその後を陸運局で調べましたら、4回も転売されていました。普通なら、道義的責任で、残金を払い廃車にすると思います。誰も知らないから売るといって、驚くべき行為です。

【 続いて奥さんからの発言 】

その日の夜11時、「お宅の真理子さんが、亡くなりました」という



電話が来たのです。すぐに岩見沢警察署に行きましたが、なかなか娘に会わせてもらえないのです。どうしたのかと思ったら、娘は、顔がほとんど無いような状態で、頭にグルグル包帯が巻かれていまして、全然顔が分かりません。だから今も娘が死んだと思う気にはなれないのです。

私は、1年6か月という刑を受けた加害者に、一度会って、どういう気持ちでいるのか聞きたかったのですが、刑務所に入ってから一度も手紙とか自分の気持ちを伝えるものは届いていません。何の音沙汰も無いのです。考えてみると、一度も娘の仏前に手を合わせる事はありませんでした。

娘がとてかわいそうで仕方がありません。刑が終わってしまえばそれまでではなく、人の心を持ち、一人の命の事をきちんと考えて欲しいのです。

そういう事を思うとすごく胸が苦しくなります。今日も、この場に来ることを躊躇しました。感情が乱れて、お見苦しいところをお見せするのではとの心配があったのです。しかし、娘のために、娘がどんなにかわいそうな死に方をしたかという事をお話ししたくて、ここに来ました。(関連記事：23号 p7)

交通犯罪被害者の尊厳と権利をめざして 会員交流会での発言

悲しみの連鎖を断ち切り、障害者の逸失利益ゼロの改正を 札幌市 豊岡 淑子

例え障害を持っていても、子供に先立たれた親の悲しみは同じです。子供の成長は健常児の何倍も嬉しいし、純粋な気持ちや笑顔には癒されるものがあり、関わる人が育ててもらふ事はたくさんあります。決して0円という存在ではありません。

一方的に命を奪われた上に、0円と言う屈辱的な数字を突きつけられ、何にも求める事ができず、ただ「すみません」という言葉だけで済まされてしまう。障害者である前に人間であるはずで、障害児は、決して特別な家庭に産まれるわけではなく、誰もが、障害児の親になる可能性を持っています。病気や怪我で後天的に障害者になる可能性があります。自分の事として考えて欲しいです。

今まで、裁判すらできず悔しい思いを抱えながら、泣き寝入りするしかなかった親の気持ちが、私にはよくわかります。

私は、昨今の今頃どうしようもない思いで、被害者の会に入会しました。そして、紹介していただいた同じ境遇のお母さん方と活動を始めました。弁護士とも出会い、裁判にこぎつけることもできました。被害者をサポートしてくれる会の大切さを実感しています。私は逸失利益0円の改正をする事ができれば、長男の達規はそこに生きる事ができると思っています。子供を失った悲しみの他に、更に受ける苦しみは、もう他の人にも味わって欲しくない。悲しみの連鎖は断ち切りたいです。(関連記事、23号 p6)

夕張でのパネル展 夕張市 永野 準二

来場の一人一人が真剣に一枚一枚のパネルを見ていただき、我々の魂からの叫びを受け止めて頂けたと思います。ある方は、涙を流し、又ある方は一枚のパネルを何分も何分もじっくり見ていました。私もまた、パネル一枚一枚をゆっくりと見て、たった一つ「思いやり」さえあれば、このような悲しく、悔しい出来事のすべては無かったのではないかと思います。私自身が一番先に思いやりを持ち、皆さんに訴えていこうと思います。

パネル展をもっと全道に広めてほしいと思います。いつの日か交通事故がゼロになる日をめざし、これからも被害者の会の活動を微力ながら、私の命のある限り、続けていきます。

パネル展を担当して 小野 茂

2002年に犯罪被害者の等身大パネルを展示する「生命のメッセージ展」を開催し、命という事を訴えましたが、このままにして良いのかという思いが私の中に生まれ、交通事故だけのパネル展示を企画しました。2003年にまず6名がパネルを作りましたが、12枚になり大通の地下街で展示をしたとき、「息子が免許を取るのだけれど、車に乗ったらこういう責任を負うという事を教えたい。持ち帰る冊子はないですか」と問われました。それで作ったのが小冊子です。パネル制作の費用や運営は、北海道共同募金会からの助成です。今年も20万円頂きました。

現在手記は20名、展示回数は延べ50回以上にあり、小冊子も4訂を重ねています。

パネルに参加される方が増える事は何も嬉しい事ではありません。しかし、皆さんの悔しく辛い思いを、やはり外に出していかないと通じないのです。多くの人に見て頂き、訴えていかなければなりません。参加希望があれば連絡下さい。地方での展示についても、相談に乗って進めたいと思います。



【以下は、交流会での発言の一部です】

家族5人で参加しました 札幌 原田 利彦

今日のように桜が咲いていたり、空が青いと悲しくなります。このさわやかさを私たちだけで感じて良いのかと・・・この会に入り相談に乗って頂き力づけて頂きました。私も皆さんの話を聞いて、一緒に涙するだけかも知れませんが、何かの力になりたいと思って家族で参加しました。

【続いてご家族の小林さんから】

1年4月の判決を受けた加害者は現在服役中ですが、願いは満期服役して欲しいことです。仮釈放を止めようと、市原の交通刑務所に連絡を取ったところ、「受刑者の頑張りを評価するのが仮釈放という制度。加害者にも家族がいる。被害者の意向でとやかくできない」という理解し難い言葉。最終判断するのが関東更生保護委員会ということで、そちらに家族で出向きました。担当の方は2時間半くらい私たちの話を聞いてくれました。仮釈放について被害者の意向も尊重する制度が検討されていることなど知りました。(関連記事：20,21,22号)

捜査と情報開示が課題 岩見沢 卜部 喜雄

1年経って、感じていることですが、警察が調書をとるときは誘導尋問が入っています。息子の事故の場合、「何もなければ事故は起きなかった。あなたの息子さんのどこにミスがあったと考えますか？」と言われました。それも相手側の速度などは知らされない中だったので大変でした。(裁判で)検事の起訴状を聞いて初めて、相手側は大変な前科があり、事故時も115～125キロという暴走運転をしていたことを知ったのです。捜査と情報開示の問題が本当に重要と思います。

そして、もしもの時のためにも、こういう場(被害者の会)があることを広く知らせておく必要があると思います。私も協力します。(関連記事、23号 p9)

ご報告 江別市 若林 緋紗子

私自身が受けた事故から16年半になります。いろいろと二次、三次的被害にも遭いました。昨年脳脊髄液減少症ということがわかり、1年間かけて治療しました。裁判も納得のいかない判決でしたが、ストレスに耐えられず、最近終結させました。

交通事故被害は圧倒的に怪我の方が多いため、これからは、そういう方にアドバイスができれば良いと考えています。(関連記事、13号 p1)

被害者の声が社会を変える

厳罰化法、相次ぎ成立。被害者の裁判参加も実現へ

6月12日

自動車運転過失致死傷罪施行

前号でもお知らせした改正刑法は5月17日に成立し、6月12日施行となりました。

これまでは、最高刑が懲役5年の業務上過失致死傷罪の中で裁かれていた自動車運転中の人身事故が、最高懲役7年の「自動車運転過失致死傷罪」で罰せられることになり、厳罰化が一步進みました。(下線)

また、危険運転致死傷罪(刑法208条の2)に、四輪以上という限定がなくなり、二輪車にも適用されることになりました。

自動車運転を特別類犯として、より重い裁きが出来るようになったことは大きな前進ですが、最高7年というのは、危険運転致死罪の20年との整合性からも軽すぎます。後段の「刑の裁量的免除規定」の廃止と合わせ、改正を求めていく必要があります。

刑法211条2項

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いとときは、情状により、その刑を免除することができる」

6月14日

改正道交法成立、飲酒運転厳罰化

飲酒運転およびひき逃げを厳罰化する改正道路交通法が成立。9月にも施行される見通しです。

改正により、酒酔い運転の場合最高刑が懲役3年から5年に、ひき逃げの場合が5年から10年に引き上げられました。悪質な飲酒ひき逃げの場合は、併合罪で15年ですが、危険運転致死罪の最高より軽いという問題を残しています。

改正法は、これまで罰則のなかった車両や酒類提供者、また同乗者にも罰則を新設している他、後部座席のシートベルト着用の義務化もされています。

法案審議の過程で、4月12日、参院内閣委員会で参考人発言をした江別市の高石洋子さんの発言を抜粋で紹介します。(改正法の内容は前号参照)

6月20日

「被害者の裁判参加法」成立

6月20日には、裁判への被害者参加を含む刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が可決されました。

日弁連が反対を表明するなど、予断を許さない状況でしたが、「全国犯罪被害者の会」を先頭に、粘り強く求めてきた結果の朗報です。

私たちも、これまで刑事裁判に置いて、蚊帳の外に置かれることにより受けてきた不公正を改善するため、要望事項に掲げ、ヒアリングなど機会あるごとに要請してきました。犯罪被害者等基本法の精神の一つが具現化したことで、被害者運動も大いなる希望をもって進める事が出来ると思います。

以下、制度内容の概要を示します。業過事件も対象です。なお、実施は今から1年半後、裁判員制度が始まる前の08年度中にも予定ということです。

1) 被害者が刑事裁判に参加出来る制度

在廷権が認められ、「被害者参加人」として、検察官や裁判官の許可を得て直接被告人に質問でき、検察官の論告求刑の後、法律の範囲内で異なる求刑を意見として述べることもできます。もちろん、こうした裁判参加は望まなければなくても良く、権限を選択して行使できます。

2) 刑事裁判の手続きを利用して民事の損害賠償請求ができる制度(付帯私訴)

判決で被告が有罪になった場合、請求すれば、同じ裁判長が、原則4回以内の審理で損害賠償命令を出します。当事者に不服がある場合は、通常の民事訴訟に移されます。

3) 公判記録の閲覧・謄写の条件の緩和及び範囲の拡大事件について知りたいという理由だけで、裁判中の記録の閲覧・謄写が可能になります。

道交法改正について

高石洋子さんの参考人発言(議事録より抜粋)

平成19年4月12日 第166回国会 参院内閣委員会

(前略)加害者は、逃げたことにより飲酒を免れ、証拠隠滅の行為も免れ、寝ずに飲んで遊んで、眠くなってくる朝方に人をはねたのに、わき見運転の供述が通り、判決文にはうそばかり載っています。犯人に下された刑は実刑2年10か月でした。これで何が納得できるのでしょうか。

私たちは道路交通法の甘さを痛感しました。これじゃまるで逃げ得じゃないかとどなっても、もう裁判は終わっていました。2年10か月の刑もたった2年3か月という速さで仮出所しています。2、3年の刑で反省できるのか、到底納得できません。この犯人は、「自分は刑期を終えてきた、罪は償った、これ以上どうしろと言うのか」と新聞記者に言ったそうです。反省してきた人の言葉でしょうか。

私たちは、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会のメンバーとともに、法改正を求める活動をしています。私たちは、逃げ得という極めて不合理な法律があることを知り、子供たちの死を無駄にしたいくないという気持ちと、こんな苦しい思いをもうだれにもさせてはいけないという思いから訴えているのです。(中略)

今回新設される自動車運転過失致死傷罪と改正される道路交通法の救護義務違反が適用され、併合罪となってもその最高刑は懲役15年にしかならず、危険運転致死傷罪の最高刑20年には届きません。これでは逃げ得を認めることにはなりません。

危険運転致死傷罪の20年と同じ刑にするために、救護義務違反は13.5年としてほしいのです。それが駄目なら危険運転過失致死傷罪隠匿罪なるものを作り、20年以上の刑にして下さい。抜け穴のない法改正を望みます。私たち連絡協議会は、これまでに4回、4人の法務大臣と面談し、署名用紙を提出してきました。署名数は30万2982筆です。法改正されるまで、もっともっと署名を集めていきます。どうか真剣に考えて法案を作ってください。よろしく願いいたします。

